

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

緒方南部グラウンドの使用料金が 値上げとなります

| 施設名称 | 利用単位 | 市民の方の 使用料 | 市外の方の 使用料 |
|---------------|---------|--------------|--------------|
| 緒方南部 グラウンド | 1時間（全面） | 120円 | 360円 |

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154